

川崎市大学奨学生選考会議開催要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市大学奨学生選考会議（以下「選考会議」という。）の開催に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 教育委員会（以下「委員会」という。）は、大学奨学生の選考に関し、選考会議の委員の意見等を求める。

(委員)

第3条 選考会議の委員は、次に掲げる者に就任を依頼する。

- (1) 委員会事務局総務部長
- (2) 委員会事務局職員部長
- (3) 委員会事務局学校教育部長

(開催期間)

第4条 選考会議の開催期間は1年間とし、必要に応じて開催することとする。

(庶務)

第5条 選考会議の庶務は、委員会事務局総務部学事課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。